

# 国立大学法人高知大学における研究施設等の有効活用に関する規則

平成16年4月1日  
規則第109号

最終改正 令和5年3月28日規則第132号

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学の全学共通財産である研究施設等を適切に管理運営し、施設の有効活用を図り、利用の効率化や競争を促すために必要な共同利用スペースを確保することを目的とする。

## (共同利用スペースの創出)

第2条 学長は、研究施設等（校舎、研究棟、実験棟等）の新築、増築及び大規模な改修（以下「新增築等」という。）を行う場合又は新增築等に伴い入居前に使用していた部屋等に空きスペース（以下「跡地スペース」という。）が生じる場合、共同利用スペースを可能な限り創出することとする。

## (定義)

第3条 この規則において「部局」とは、各学系、各学部（附属施設を含む。以下同じ。）、大学院総合人間自然科学研究科、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、機構等及び保健管理センターをいう。

2 この規則において「共同利用スペース」とは、既存の組織の枠組みを超えた研究チーム等が弾力的な研究活動を行うために必要とする競争的スペース及び部局等の壁を超えて効率的に教育研究・学生支援を推進する共通のスペースをいう。

## (面積規模)

第4条 共同利用スペースの面積規模は、新增築等の全体整備面積の20%を原則とする。ただし、全体整備面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合は、この限りではない。

2 跡地スペースを共同利用スペースとして確保する場合の面積規模は、当該跡地スペースが存する部局等と協議の上、高知大学環境保全委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

## (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月28日規則第115号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規則第35号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日規則第71号）

この規則は、平成24年3月14日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日規則第132号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。